

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。次条第1項第3号及び第7号、<u>第10条第1項第4号並びに第12条第4号</u>において同じ。)されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称。<u>第12条第2号</u>において同じ。)</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 <u>印鑑登録証には、登録番号を記載するものとする。</u></p> <p>(印鑑登録の廃止の届出等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(印鑑登録票登録事項の修正)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第12条 省略</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。次条第1項第3号及び第7号、<u>第11条第1項第4号並びに第13条第4号</u>において同じ。)されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記載されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称。<u>第13条第2号</u>において同じ。)</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(印鑑登録証の記載事項)</p> <p>第8条 <u>印鑑登録証には、登録番号を記載するほか、次に掲げる事項について記載欄を設けるものとする。</u></p> <p>(1) <u>印鑑登録証明書の交付年月日</u></p> <p>(2) <u>印鑑登録証明書の交付枚数</u></p> <p>(印鑑登録の廃止の届出等)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(印鑑登録票登録事項の修正)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 省略</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第13条 省略</p>

<p>(閲覧の禁止)</p> <p><u>第13条</u> 省略 (質問調査)</p> <p><u>第14条</u> 省略 (前橋市行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第15条</u> 省略 (委任)</p> <p><u>第16条</u> 省略 附 則</p> <p>1～3 省略 (勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p>(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)</p> <p><u>5</u> 省略</p>

<p>(閲覧の禁止)</p> <p><u>第14条</u> 省略 (質問調査)</p> <p><u>第15条</u> 省略 (前橋市行政手続条例の適用除外)</p> <p><u>第16条</u> 省略 (委任)</p> <p><u>第17条</u> 省略 附 則</p> <p>1～3 省略 (勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p><u>5</u> <u>編入日前に大胡町条例、宮城村条例又は粕川村条例の規定により交付を受けた印鑑登録証を有する者は、当該印鑑登録証と引換えに、この条例に規定する印鑑登録証の交付を受けることができる。この場合において、前橋市手数料条例(昭和51年前橋市条例第43号)に規定する印鑑登録証の交付に係る手数料は、徴収しない。</u> (勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> <u>編入日前に富士見村条例の規定により交付を受けた印鑑登録証を有する者は、当該印鑑登録証と引換えに、この条例に規定する印鑑登録証の交付を受けることができる。この場合において、前橋市手数料条例に規定する印鑑登録証の交付に係る手数料は、徴収しない。</u></p>
--